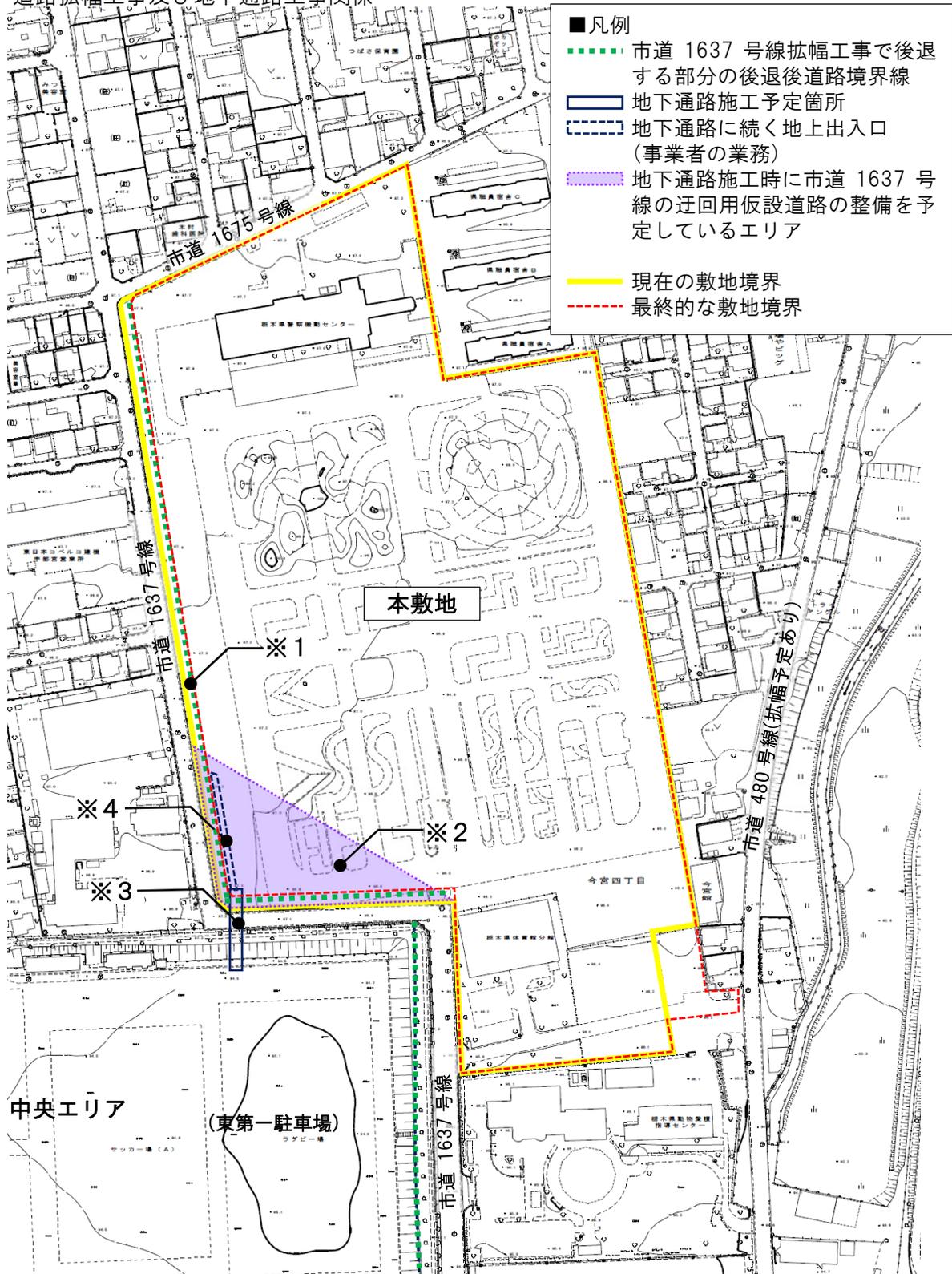


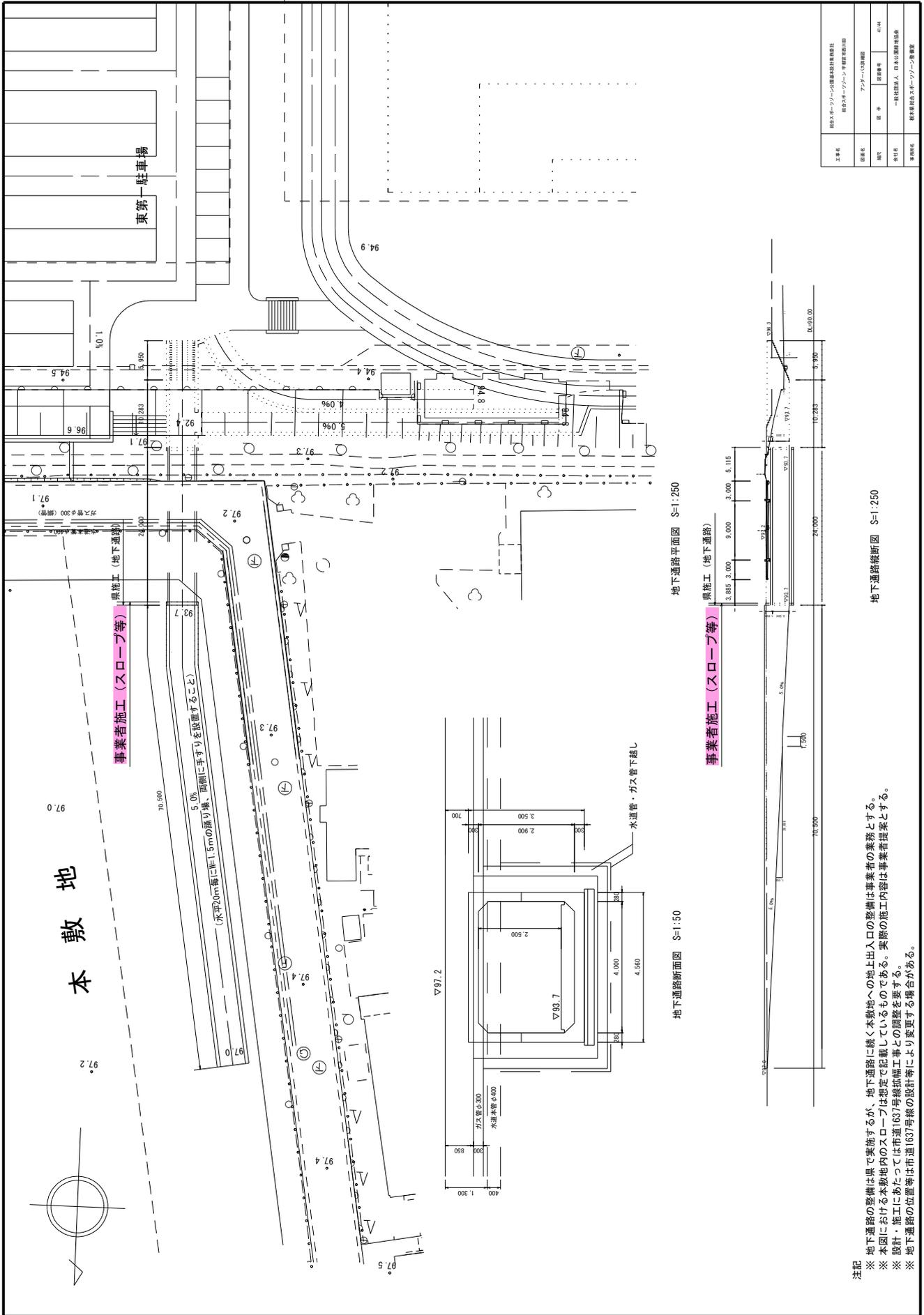


道路拡幅工事及び地下通路工事関係



- ※1 道路拡幅部については、あわせて別紙3を参照すること。
- ※2 迂回用仮設道路整備予定エリア内(3,000 m<sup>2</sup>程度(市道拡幅前の本敷地面積を含む))における迂回用仮設道路の整備は県の業務とする。また、次の工事(一般土による更地化)についても県の業務とする予定であるが、詳細については事業契約締結後協議することとする。
  - ・地下通路施工時の掘削箇所の現況地盤高までの復旧
  - ・迂回用仮設道路の撤去
  - ・迂回用仮設道路整備予定エリア内の既存構造物の撤去
- ※3 地下通路の詳細については、「地下通路詳細図」を参照のこと。
- ※4 地下通路に続く本敷地への地上出入口(本敷地内のスロープ等)の配置や形状等については事業者提案とし、整備は事業者の業務とする。

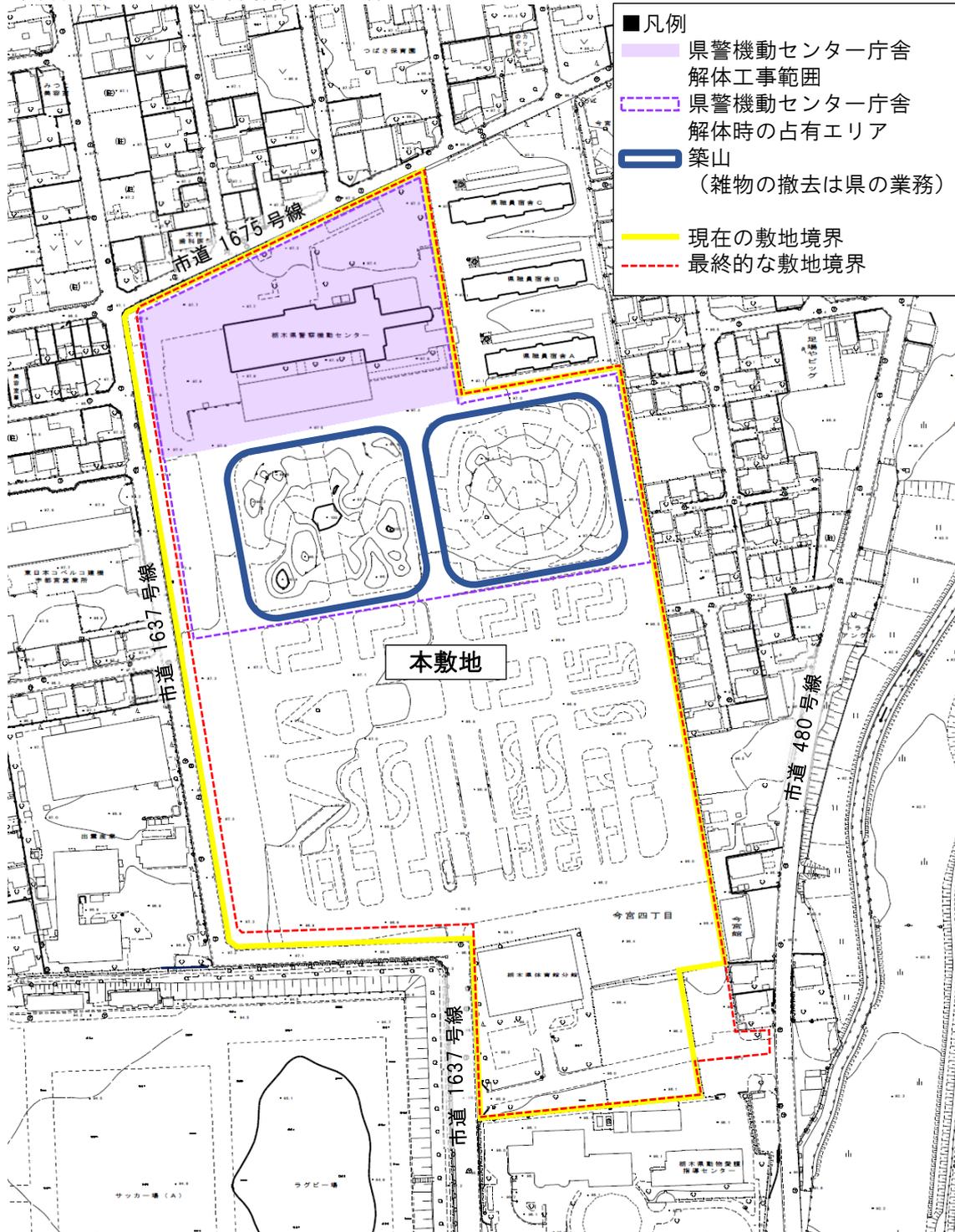
地下通路概要図



工事名	地下通路(地下通路)内装工事(建設費)		
図面番号	地下通路(地下通路)内装工事(建設費)		
図面名	設計	図面番号	41(14)
設計者	一社(建設者) 日本道路建設株式会社		
設計者	一社(建設者) 日本道路建設株式会社		

注記  
 ※ 地下通路の整備は県で実施するが、地下通路に続く本敷地への地上出入口の整備は事業者の業務とする。  
 ※ 本図における本敷地内のスロープは予定で記載しているものである。実際の施工内容は事業者提案とする。  
 ※ 設計・施工にあたっては市道1637号線拡幅工事との調整を要する。  
 ※ 地下通路の位置等は市道1637号線の設計等により変更する可能性がある。

県警機動センター庁舎解体工事関係



※県警機動センター庁舎解体工事の範囲については、県が建物、外構及び工作物を解体し、一般土にて更地とする。併せて、築山部に存置されている雑物（石、枕木、タイヤ、ヒューム管等）を撤去する。

※上記工事実施時には、現場事務所、資材置場、工事関係車両駐車場などの用地として、図示した占有エリアを使用する。また、上記工事関係車両は、別紙8に示す本事業実施における工事関係車両の進入退出路と同経路にて出入りする。